

令和5年度の事業計画書（変更）

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

特定非営利活動法人 New Way Joint

1 事業実施の方針

- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、広報活動を行う。
- ・児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を立ち上げる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①IT関係の 各種イベント での講演・セ ミナー・ワー クショップ・ 出張授業等の 事業	New Way Joint 参加者（会員） に向け、各講師による専門知 識および技術を得るための講 座を毎月行う。 また、小学生対象のプログラ ミング体験の出張授業や市町 村及び企業から依頼を受け大 型連休などにイベントを企画 開催する。	(A) 講座は毎月開催。 イベント・主張授 業などは随時 (B) 講座は New Way Joint 事務所。 イベント・主張授 業は依頼主指定。 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が 担当。 イベント・主張授 業は5人程度。	(D) New Way Joint 参加 会員 (E) 30名	
②職業訓練校 や各種専門学 校への講師紹 介事業	職業訓練校及び各種専門学校 から依頼を受け専門知識およ び技術を持った講師を派遣す る。	(A) 職業訓練校は随 時。各種専門学校 は年間通じて。 (B) 職業訓練校および 各種専門学校。 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が担 当。	(D) 求職者 および学生 (E) 職業訓練校 15名 各種専門学校 30名	
③IT関係の 人材教育・人 材育成のため のセミナー・ スクールに関 する事業	IT系の技術や知識を習得し たい学生や主婦、フリーター 向けのセミナー。	(A) 年間を通じて1 コンテンツ毎月3 回。 (B) New Way Joint 事 務所 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が担 当。	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30名	

④実務経験を積むための職業訓練・インターンシップに関する事業	New Way Joint で知識や技術を学んだ会員向けに、システム・Web などの実際の仕事を行い実務経験を積んでもらい、就職活動の際の実績として活用する。	(A) 年間を通じて随時 (B) New Way Joint 事務所 (C) 講座は 1 コンテ ンツ 1 人の講師が 担当。	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30 名	
⑤ I T 関係の人材の就労支援や紹介に関する事業	経験不足や未経験による実務経験なしにより就職できない技術者に対し、実務経験を積ませることで各種企業に経験者・即戦力として人材を紹介する。	(A) 年間を通じて随時 (B) 就労先 (C) 5 名	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30 名	
⑥障害者の I T 関係での社会参加支援を促進する事業	IT 系の技術や知識を習得したい、障害を持った方向けのセミナー。	(A) 年間を通じて随時 (B) 就労先 (C) 5 名	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30 名	
⑦児童福祉法の児童自立生活援助事業	援助が必要な青少年に安心できる居所を提供し、IT 系の技術や知識を習得させ経済的精神的に自立できるよう援助する。	(A) 年間を通じて随時 (B) New Way Joint 事務所 (C) 4 人	(D) 義務教育修了後の原則 15 歳～20 歳の者 (E) 6 名	
⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業	New Way Joint で専門知識や技術を学んだ会員が講師業もできるように、訓練や指導を行う	実施予定なし		

令和6年度の事業計画書

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

特定非営利活動法人 New Way Joint

1 事業実施の方針

- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① IT関係の 各種イベント での講演・セ ミナー・ワー クショップ・ 出張授業等の 事業	New Way Joint 参加者（会員） に向け、各講師による専門知 識および技術を得るための講 座を毎月行う。 また、小学生対象のプログラ ミング体験の出張授業や市町 村及び企業から依頼を受け大 型連休などにイベントを企画 開催する。	(A) 講座は毎月開催。 イベント・主張授 業などは随時 (B) 講座は New Way Joint 事務所。 イベント・主張授 業は依頼主指定。 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が 担当。 イベント・主張授 業は5人程度。	(D) New Way Joint 参加 会員 (E) 30名	
②職業訓練校 や各種専門学 校への講師紹 介事業	職業訓練校及び各種専門学校 から依頼を受け専門知識およ び技術を持った講師を派遣す る。	(A) 職業訓練校は随 時。各種専門学校 は年間通じて。 (B) 職業訓練校およ び各種専門学校。 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が担 当。	(D) 求職者 および学生 (E) 職業訓練校 15名 各種専門学校 30名	
③ IT関係の 人材教育・人 材育成のため のセミナー・ スクールに関 する事業	IT系の技術や知識を習得し たい学生や主婦、フリーター 向けのセミナー。	(A) 年間を通じて1 コンテンツ毎月3 回。 (B) New Way Joint 事 務所 (C) 講座は1コンテ ンツ1人の講師が担 当。	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30名	
④実務経験を 積むための職 業訓練・イン	New Way Joint で知識や技術 を学んだ会員向けに、システ ム・Web などの実際の仕事を	(A) 年間を通じて随 時 (B) New Way Joint 事	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30名	

ターンシップに関する事業	行い実務経験を積んでもらい、就職活動の際の実績として活用する。	務所 (C) 講座は1コンテンツ1人の講師が担当。		
⑤IT関係の人材の就労支援や紹介に関する事業	経験不足や未経験による実務経験なしにより就職できない技術者に対し、実務経験を積ませることで各種企業に経験者・即戦力として人材を紹介する。	(A) 年間を通じて随時 (B) 就労先 (C) 5名	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30名	
⑥障害者のIT関係での社会参加支援を促進する事業	IT系の技術や知識を習得したい、障害を持った方向けのセミナー。	(A) 年間を通じて随時 (B) 就労先 (C) 5名	(D) New Way Joint 参加会員 (E) 30名	
⑦児童福祉法の児童自立生活援助事業	援助が必要な青少年に安心できる居所を提供し、IT系の技術や知識を習得させ経済的精神的に自立できるよう援助する。	(A) 年間を通じて随時 (B) New Way Joint 事務所 (C) 4人	(D) 義務教育修了後の原則15歳～20歳の者 (E) 6名	
⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業	New Way Jointで専門知識や技術を学んだ会員が講師業もできるように、訓練や指導を行う	実施予定なし		